11 スマート シティ 産業

1　経済安全保障上重要な国産物資・技術の維持・強化に向けた支援の充実

（提案要求先　内閣府・総務省・経済産業省）
（都所管局　産業労働局・デジタルサービス局）

（１）重要な鉱物資源やデジタルインフラなどの分野における国産物資・技術の保護及び新たな技術の開発に向けた必要な支援を行うとともに、経済安全保障上の課題の解消に向けたロードマップを国として示すこと。

（２）国内企業の投資拡大や技術力向上につながるよう、行政における国内技術の率先的な利活用促進の方針を提示するなど国が主導的役割を担うとともに、必要な法改正を行うこと。

＜現状・課題＞

ロシアのウクライナ侵攻やアメリカのイランとの軍事衝突など、国際情勢の急激な変化の中、世界経済は非常に緊迫した状況に置かれており、原油やナフサなどのエネルギー原材料、レアメタルやレアアースなどの鉱物資源等を海外からの供給に過度に依存することによるリスクが顕在化している。それら特定重要物資の安定的な供給が確保されなければ、今後、供給途絶や供給不足等が生じる可能性があり、国民生活及び経済活動に甚大な影響を及ぼす恐れがある。

こうしたリスクに備え、米国や欧州連合（ＥＵ）、中国、韓国等で自国のサプライチェーンを強化する動きが加速しており、日本においても、経済安全保障に関する基本的な方針を策定し、関係省庁等と連携しながら 16 の特定重要物資の指定や総額２兆円超の予算を措置するなど体制の強化を図ってきたところである。

また、将来の国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術のうち、その技術が外部に不当に利用された場合において、国家・国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがある特定重要技術については、流出すれば軍事転用、サイバー攻撃、社会混乱等の原因になりかねず、他国に依存しすぎないよう、国内の自立性を確保する必要がある。デジタル時代の社会・経済活動を支えるデータセンターや、基地局などのデジタルインフラ分野では、現状、海外メーカーの圧倒的なシェアによりサプライチェーンの一部分のみの関与で国産メーカーが採算性を確保できず､既存事業から撤退するなどの動きも出てきており、こうした重要技術に係る国内産業を維持するためには、行政の支援が必要不可欠である。

さらに、国内企業の技術等の向上を図るためには、行政等で利活用の実績を積むことが重要であるが、現在、行政機関で積極的に国内技術を採用しようとして

も、現行の地方自治法や地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の制約上、国内技術の採用を条件として自治体が調達を行うことは困難である。

東京の産業を支える特定重要物資の安定供給や、都内事業者の経済活動の維持に不可欠な特定重要技術を確保・育成していくためには、より一層支援の充実を図る必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）特定重要物資について、国際情勢の急速な変化等に対して迅速かつ強力に対応するため、外部依存性や供給途絶の蓋然性等に応じた追加指定を迅速に行うとともに、供給を受ける事業者、供給に不可欠な役務を担う事業者、投資家等の安定供給の確保に資する関係者が支援を受けるために必要な事務手続等について、過度な負担とならぬよう簡素で分かりやすい制度設計とすること。

また、地理的偏在と投資リスクの大きさから市場機能が働きにくいレアメタルやレアアース等の鉱物資源等については、関係省庁間の連携の下、開発・安定供給に向けた具体的な取組を進めること。

（２）特定重要技術について、産業競争力の核となりうる重要なデジタルインフラなどの分野における国産技術の保護、新たな技術の開発・育成に向けた必要な支援を継続するとともに、経済安全保障上の課題の解消に向け、今後の取組や目標等をロードマップとして示すこと。

（３）（１）及び（２）の特定重要物資・技術について、対象範囲を幅広く捉え、加工・運搬・サービス提供までの一連のサプライチェーン全体をカバーし、国産メーカーの自立的な事業展開に繋がるような包括的・継続的な支援とすること。

（４）国内技術の育成の推進に向けては、行政での活用が広がることで国内企業の投資拡大や技術力向上につながることから、まずは行政での利用拡大を図るために国や地方自治体で幅広く国内技術を積極的に活用する旨の行政における利活用促進の方針を策定し提示するなど、行政機関における国内技術の活用について国が主導的役割を担うこと。

また、自治体においてデジタル分野での基幹的な技術やサービスについて国内企業の技術やサービスの調達が可能となるよう、地方自治法及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の特例を認めるなど国内事業者に限定した契約を可能とする制度の見直しを行うこと。

2　中小企業のビジネスチャンスの拡大を図る取組の推進

（提案要求先　農林水産省・中小企業庁）
（都所管局　産業労働局）

全国の中小企業のビジネスチャンスを拡大し、日本全体の経済の活性化を図るため、東京 2020 大会後も引き続き、都と連携して全国の事業者に「ビジネスチャンス・ナビ」の利用を促すこと。

＜現状・課題＞

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）を契機とした中小企業の中長期的なビジネスチャンスの拡大を図るため、都は東京商工会議所、東京都商工会議所連合会、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会及び東京都中小企業振興公社と連携して「中小企業世界発信プロジェクト」を実施しており、その取組の一環として都、国、組織委員会などの様々な発注情報を一元的に集約したポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ 2020」を平成 28 年４月から運営してきた。

このサイトを全国の中小企業等が活用することで受注機会の拡大やビジネスパートナーの開拓につながるよう、国とも連携しながらサイトの周知を図り、登録や活用促進に向けて取り組んできており、また、各地域の産業に精通したネットワーク・サポーターを全国各地域に配置し、本サイトを活用して東京と地方の中小企業を結びつけることにより、受発注取引の広域化を推進してきた。

本サイトを含むプロジェクトについては、組織委員会の「東京 2020 アクション＆レガシープラン 2019」や、国の「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告」に掲載されるなど、都や経済団体等と連携し、東京 2020 大会を契機に全国の中小企業の受注機会を拡大していくこと等が位置付けられた。

このような中小企業の発展につながる取組については、令和４年度以降も「中小企業受注拡大プロジェクト」として継続し、東京 2020 大会の重要なレガシーの一つとして定着させ、更なる発展を目指している。具体的には、ユーザーの利便性向上を目指しサイト機能の見直しを行うほか、民間企業同士の受発注取引の更なる活性化に向けたマッチング支援機能の強化を図るなど、プロジェクト内の取組についてより一層の活用促進に努め、中小企業の発展を後押しする。

こうした取組により、令和８年９月末日時点で、本サイトにおける登録企業数は累計 56,160 件となり、都の政策連携団体等も 39 団体が本サイトを電子入札システムとして活用している。

ビジネスチャンス・ナビの利便性向上やマッチング機能の強化を図る取組と、東京と地方の中小企業を結びつけ、受発注取引の広域化を図る取組をリンクさせることで、本プロジェクトの効果を日本全国に波及させることも引き続き目指す

ところであり、日本全体の経済の活性化を図るためには、本サイトへの登録と案件掲載を促していくことが重要である。

＜具体的要求内容＞

「ビジネスチャンス・ナビ」について、東京 2020 大会後も引き続き、都と連携して全国の事業者に登録・利用を促し、中小企業の受注機会の拡大を図ること。

参　　考

＜中小企業受注拡大プロジェクトの概要＞

東京 2020 大会等を契機とする中長期的な受注機会の拡大や販路開拓支援などの取組を大会のレガシーとして定着させ、中小企業の更なる飛躍につなげるため、以下の取組を展開

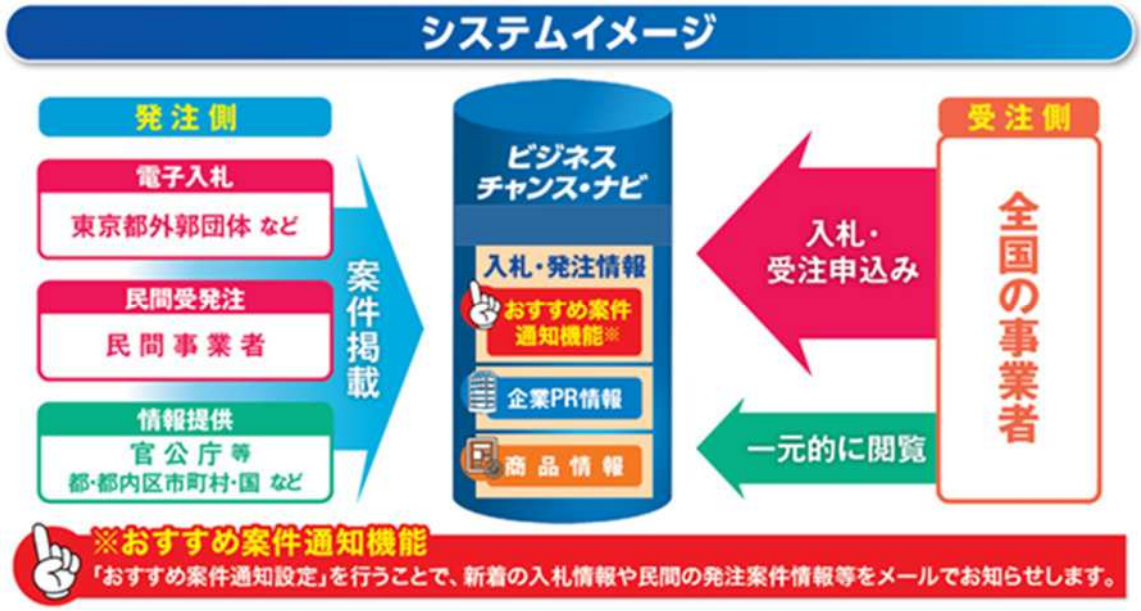
1　＜ビジネスチャンス・ナビ＞

官民の調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイトであり、受発注取引のマッチングをサポートし、中小企業の受注機会の拡大を支援する。また、サイトを通じた受発注取引や事業者のＰＲ情報をもとに、ビジネスパートナー企業の検索を可能とする。

2　＜東京ビジネスフロンティア＞

中小企業が開発した創意あふれる製品やサービスを一堂に集め、大規模な展示会へ出展する。

【ビジネスチャンス・ナビの概要】



＜令和３年度までの組織委員会や国における位置づけ＞

○東京 2020 アクション＆レガシープラン 2019　アクション一覧（抜粋）

東京 2020 大会開催等を契機とする様々な調達情報などを提供する「ビジネスチャンス・ナビ 2020」を活用し、東京のみならず全国の中小企業の受注機会の拡大を支援

○東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営の推進に関する政府の取組の状況に関する報告（令和３年６月）（抜粋）

大会開催に伴う経済効果を産業の持続的な成長につなげていくため、東京都と中小企業支援機関で構成される「中小企業世界発信プロジェクト推進協議会」が構築し、平成 28 年４月から本格的に稼働されている、「ビジネスチャンス・ナビ 2020」について、東京都、大会組織委員会、経済界等とで連携し、全国の中小企業に広く発注情報を提供するポータルサイトとして、積極的な活用が進められている。

3　物価高騰等の影響を受ける中小企業への支援の更なる充実

（提案要求先　公正取引委員会・経済産業省・中小企業庁）
（都所管局　産業労働局）

物価高騰等の影響を受ける中小企業について、経済の好循環を生み出すための支援策の更なる充実を図ること。

＜現状・課題＞

エネルギーや原材料をはじめとした物価の高騰などにより、中小企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

このため、東京都では、原油価格高騰等で上昇したコストを取引価格に反映するための適正な価格転嫁に向けた対策や、賃上げの原資確保につながる取組及び収益力強化に向けた取組を後押しするなど、様々な支援策の充実を図っているところである。

他方、国においても、令和２年５月に「パートナーシップ構築宣言」の仕組みを創設したり、令和５年 11 月に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を定めたり、令和８年１月に「中小受託取引適正化法」を改正施行するなど、委託事業者と受託事業者との望ましい取引慣行の順守を促しているところである。

また、価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえて随時事業者名を公表し、価格転嫁の円滑な推進を強力に推進している。

さらに、令和７年度補正予算において、物価高騰対策や賃上げに向けた設備投資への補助金を充実するなど、中小企業への支援を拡充している。

しかし、企業物価指数は依然として高い水準で推移するとともに、日本商工会議所及び東京商工会議所が令和８年６月に公表した調査では、賃上げ実施予定企業における防衛的な賃上げの割合が６割以上に達するなど、中小企業は引き続き厳しい経営環境にある。

中小企業が、現在の物価高騰等の危機を乗り越え、持続的な賃上げを図ることで、経済の好循環を生み出すためには、様々な観点から既存の支援の継続・更なる充実が必要である。

＜具体的要求内容＞

経済の好循環を生み出すため、物価高騰等の影響を受ける中小企業に対して、生産性向上や賃上げへの後押しなどを含む既存の経済対策の継続及び拡充など更なる支援の充実を図ること。あわせて、企業間のみならず、一般消費者も含めた全ての取引形態における適正な価格での取引推進に向け、社会全体の理解をより一層促すこと。

４　社会経済情勢の変化を踏まえた中小企業者への資金繰り及び成長に向けた金融支援

（提案要求先　金融庁・経済産業省・中小企業庁）
（都所管局　産業労働局）

物価高騰や人手不足への対応など社会経済情勢の変化により事業活動に影響を受ける中小企業者の資金繰り支援の制度を適切に運用するとともに、経営改善・事業再生・成長促進などに係る金融支援について、更なる充実を図ること。

＜現状・課題＞

中小企業を取り巻く経営環境は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む中においても、物価高騰や人手不足などにより、引き続き厳しい状況にある。

そうした状況の下、多くの中小企業者が利用した実質無利子融資の借入れの据置期間終了などの影響も受け、厳しい資金繰りの中で返済に苦慮する事業者も見受けられる。

そのため都は、地域の金融機関に対し、返済猶予や借換え等の柔軟な対応を要請しているが、監督官庁である国からも各金融機関に対して適切に指導していく必要がある。

国は、経営改善・再生、成長促進を含めた多岐にわたる経営課題に対応するため、令和６年７月に経営力強化保証制度を、令和７年３月に経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）制度及び協調支援型特別保証制度を、令和８年３月には経営状況の変化の予兆を早期に捉えることで、経営状況の改善に資することを目的としてモニタリング強化型特別保証制度を創設した。今後は、中小企業の経営改善や事業再生を推進するため、資金繰りを適切に支援していくとともに、金融機関と中小企業支援機関の連携強化を後押しするため、実情に合わせた運用が必要となる。

加えて、国が公表した「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」においては、100億企業の創出や中堅企業への成長を加速していくため、成長投資の補助金と政策金融を適切に組み合わせ成長投資支援の強化を実施するとしているが、多くの中小企業が利用している信用保証制度について、中堅企業は原則対象外となるため、中堅企業に移行した場合の資金調達について、十分な支援を講じる必要がある。

さらに、「スタートアップ総力創出パッケージ」では、スタートアップをはじめとした創業において、スケールアップのための成長資金供給の強化や、創業融資のリスクに対し地域金融機関による資金供給が限定的であることなどの課題が挙げられている。この点について、創業関連保証による資金供給が有用であるが、スケールアップのためにはより大きな保証限度額が必要である。

また、セーフティネット保証制度については、５号では令和６年 12 月から、利益率による認定基準が追加されるなどの見直しが図られたが、本制度は中小企業が経営の安定化を図るうえで有効な支援であり、引き続き適切な運用が必要である。

＜具体的要求内容＞

（１）新型コロナ対応融資を利用した事業者の多くが引き続き返済を行っている中、物価高騰、金融情勢等により更なる経営環境の悪化が見込まれることを踏まえ、国から金融機関に対し、事業者からの返済猶予や借換えなどの要請に柔軟に対応するよう、指導を行うこと。

（２）国は、協調支援型特別保証制度など物価高騰や人手不足等の影響を受けている中小企業の経営課題解決を後押しする制度や、経営力強化保証制度や経営改善サポート保証制度など経営改善や事業再生に重点を置いた支援について引き続き充実を図ること。また、モニタリング強化型特別保証制度については、活用が促進されるよう、利用状況を踏まえた見直しを適宜行うこと。様々な社会経済情勢の影響により経営改善が進まない中小企業に対して、金融機関と中小企業支援機関の連携した経営支援が促進されるよう、一層の施策の充実を図ること。

（３）中堅企業は原則信用保証制度の対象外であり、中小企業が中堅企業への移行を躊躇する可能性があるため、中堅企業になった後も一定期間は信用保証制度の対象に含めるなど、中堅企業への成長を促進する施策の充実を図ること。

（４）国は、創業関連保険に係る保証限度額について、令和３年８月に 3,500 万円へ引き上げたところであるが、意欲的な起業や起業後のスケールアップ促進のため、当該限度額を引き上げること。

（５）中小企業を取り巻く経営環境や実情を踏まえ、セーフティネット保証制度について、対象業種を的確に指定するなど、引き続き適切な運用を行うこと。

５　中小企業の成長に向けた税制の見直し

（提案要求先　財務省・経済産業省・中小企業庁）
（都所管局　産業労働局）

企業の実態を踏まえた税制への見直しや税負担軽減に係る経過措置の創設など、企業の成長に向け、税制の見直しを図ること。

＜現状・課題＞

近年、政府は「100 億宣言」や中小企業成長加速化補助金等を通じて、中小企業の飛躍的な成長を後押ししている。売上高 100 億円を目指す企業による宣言も広がり、設備投資や研究開発、Ｍ＆Ａ、海外展開などを通じて事業規模の拡大を目指す機運が高まっている。こうした成長志向の企業は、我が国経済の成長や地域経済の活性化を担う重要な存在となっている。

一方、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）では、業種ごとに資本金又は従業員数により中小企業を定義しているものの、法人税の軽減税率や中小企業経営強化税制など、多くの税負担軽減措置は資本金１億円を超えると適用対象外となる。

さらに、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）では、中小企業以外で従業員数 2,000 人以下の企業を「中堅企業者」と位置付けているが、税制上はこれに対応した明確な区分が設けられていない。このため、成長途上にある企業が、その実態にかかわらず、資本金１億円を超えたことのみを理由として中小企業向け税負担軽減措置の対象外となる場合が生じている。

また、増資により資本金が１億円を超えた企業は外形標準課税の対象となり、税負担の増加が成長の妨げとなっているとの意見もある。

我が国経済の持続的な成長のためには、中小企業が積極的に成長投資を行い、事業規模を拡大していくことが不可欠である。しかし、現行制度では、企業の成長過程において、資本金１億円を境に多くの税負担軽減措置が一律に適用対象外となるため、企業が成長過程で急激な負担増に直面する構造となっている。

＜具体的要求内容＞

中小企業の円滑な成長を促進するため、増資により資本金が１億円を超えた企業についても、創業年数、従業員数、売上高等の実態を踏まえた税制や、中小企業向けの税負担軽減に係る経過措置の創設など、企業の成長に向け、税制の見直しを図ること。

6　原油価格・物価高騰等の影響を受ける農林漁業者に対する支援の充実

（提案要求先　農林水産省・林野庁・水産庁）
（都所管局　産業労働局）

（１）原油価格・物価高騰等の影響を受ける農業者及び漁業者に対する支援の充実を図ること。

（２）国産木材の利用拡大に向けた支援を図ること。

＜現状・課題＞

我が国の経済は緩やかに回復しているものの、中東情勢の緊迫化による原油価格の高騰、原材料価格の高止まりや円安等の影響により、農業者や漁業者の経営は厳しい状況にある。

このため都では、配合飼料価格安定制度及び漁業経営セーフティーネット構築事業において畜産業者や漁業者が負担する積立金に対して助成を行うほか、無料の土壌診断を実施し肥料コストの低減を進めるなど、農業者及び漁業者への支援に取り組んでいる。

また、「ウッドショック」の影響に伴い、輸入材の供給が不安定となったことを契機に、多摩産材をはじめ国産木材の利用拡大に向けた施策を展開している。

国は、令和６年11月に「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を策定し、物価高の影響を受ける事業者の支援や飼料作物の生産支援、生産基盤の強化による国産木材の安定供給等に取り組んでいる。

しかし、不安定な国際情勢等により、景気の先行きが不透明な中、原油や原材料価格の高止まりに対し、農林漁業者の経営の安定化が図られるよう、以下の要求を行う。

＜具体的要求内容＞

（１）原油価格・物価高騰等の影響を受ける農業者及び漁業者に対する支援の充実

配合飼料価格安定制度への基金の積み増しや肥料コスト低減体系への転換を進めるなど肥飼料等の資材価格高騰対策を一層推進するとともに、肥料原料の安定的な調達や電気料金高騰への対策、収入保険等の公的保険制度の一層の充実を図ること。

また、漁業経営セーフティーネット構築事業の基金積み増しなど、漁業用燃油等のコスト低減に向けた一層の取組の推進を図ること。

（２）国産木材の利用拡大に向けた支援

国産木材の安定供給・安定需要の体制を構築し、国産木材の利用拡大・国産材製品への転換に一層取り組むこと。

7　都市農業の振興と都市農地の保全に向けた制度改善

（提案要求先　財務省・農林水産省・国土交通省）
（都所管局　産業労働局・都市整備局）

「都市農業振興基本法」の趣旨を踏まえ、都市農業の振興と都市農地の保全に必要な制度改善や税財政措置を講ずること。

＜現状・課題＞

東京の都市農業は、新鮮で安全・安心な農産物を供給するとともに、その生産基盤である農地は、防災や環境保全など多面的機能を有しており、安全で快適な都市づくりに極めて重要な役割を果たしている。

しかし、都市農地は相続時の高額な税負担や高齢化による担い手不足などにより年々減少し続けており、都市農業や農地の存続、良好な景観、環境の保全に深刻な影響を及ぼしている。

国は、平成 27 年に都市農業振興基本法（平成 27 年法律第 14 号）を制定するとともに、生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）の改正や特定生産緑地制度の新設、相続税納税猶予制度等の税制の改正、都市農地の貸借の円滑化に向けた新たな法律の制定など、制度改善を進めてきた。法の制定から 10 年を超える現在においても、相続を契機とした農地の減少はいまだ歯止めがかかっていない。団塊の世代が 80 歳以上となる令和 12 年以降に自然減の影響が強まることから、都市農地にかかる相続税納税猶予の対象拡大、自治体による公有化の促進など、大胆な対策を速やかに講じる必要がある。

また、平成 28 年に「都市農業振興基本計画」を閣議決定し、都市農地を貴重な緑地として明確に位置付けるとともに、農業者などにより適切に管理されることが持続可能な都市経営のためにも重要であるとした。しかし、都市部における生産施設や畜舎、加工・販売等にかかる建築物の設置には都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）や建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）により制限がかけられており、都市と共存する農業の発展が妨げられている。

さらに、都市農地が有する防災、環境保全、良好な景観の形成等の多面的機能を将来にわたり発揮するためには、農業者の営農継続への意欲を高める仕組みを構築する必要がある。

なお、国は、平成 29 年に一部の農業用施設の設置を可能とする新たな用途地域「田園住居地域」を創設したが、東京のように多くの住民がいる地域では、コンセンサスを得るのが難しく、本制度を活用することは極めて困難である。

このため、都市農業の振興と都市農地の保全に向けた課題に対する制度等の改善について、以下の要求を行う。

＜具体的要求内容＞

都市農業の安定的な継続と都市農地の保全に向けて、「都市農業振興基本計画」に示された具体的な取組を着実に実施するなど、以下の制度改善や必要な税制措置に取り組むこと。

（１）相続税の負担軽減等を図るため、下記の措置を講じること。

① 相続税納税猶予制度について、生産緑地法に規定された集出荷施設、農機具倉庫、畜舎、直売所等の農業用施設や、市民農園に附属する休憩所やトイレなど、都市農業を営む農家が必要とする全ての施設や屋敷林等を生産緑地と同様に納税猶予の対象とすること。

② 相続税における小規模宅地等の特例について面積要件を拡大するとともに同居などの要件を緩和すること。

③ 農家が相続税を支払う際、農地による納付を可能とし、これにより公有化された農地の地方自治体への貸与を可能とするとともに、相続人に有償貸与し、課税額等相当分支払後、相続人に土地が返還される新たな制度を創設すること。

④ 平成 26 年度の税制改正で見直された相続税の取得費加算の特例について、改正前の制度に戻すこと。

（２）都市農地の継続的な保全と農業利用等を図るため、下記の措置を講じること。

①自治体が生産緑地を計画的に買い取ることができるよう、財政的な支援を拡充するとともに、生産緑地の買い取りを伴う都市公園・緑地等事業を、新たに社会資本総合整備交付金の「特に重点配分を行う事業」とすること。

②自治体が買い取った農地を農業者による農業経営につなげるため、農地法における地方公共団体（都道府県を除く。）による農地の権利取得の要件に「公用又は公共用に供すると認められること」に加え、「農業者による農業経営に供すると認められること」を追加すること。

（３）都市農業が営まれている地域における建築物の用途制限について、下記の制度改善を講じること。

① 農業経営に必要な施設に対する建築基準法の許可対象の拡大を図るとともに、同法に定める建築確認を要しない建築物の取扱いとすること。

② 第一種低層住居専用地域等に存在する畜舎について、近隣の環境に配慮した改築等ができるように、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第 34 号）の対象地域を拡大すること。

（４）都市農地が有する防災、環境保全、良好な景観の形成等の多面的機能を将来にわたり維持・発揮していくため、農地を所有し営農を継続する農業者に対する奨励金制度等を創設すること。

８　植物工場の位置付けの明確化と投資促進に向けた制度改善

（提案要求先　農林水産省・国土交通省）
（都所管局　産業労働局・都市整備局）

（１）植物工場について、農業生産の実態を踏まえた名称及び定義を整理し、特に人工光型の植物工場については、「屋内農場」等、実態を反映した名称及び概念へと見直すこと。

（２）屋内農場の用途規制の許可について統一的な判断基準を示すこと。また、用途分類及び用途地域における用途制限の在り方を検討すること。

（３）屋内農場を戦略的食料生産基盤と位置付け、投資促進に資する税制上の取扱いについて検討すること。

＜現状・課題＞

現在広く用いられている「植物工場」という名称は、農産物を生産する施設であるにもかかわらず、製造業における工場を想起させるものであり、その実態を必ずしも適切に表していない。

また、人工光型と太陽光利用型など、栽培環境や施設の性格が大きく異なるものが同じ「植物工場」という概念で扱われており、名称や定義、制度上の位置付けが不明確な状況にある。

これまで植物工場の建築基準法上の取扱いについては、国土交通省から令和２年７月 29 日付で発出された技術的助言により、農作物栽培施設に設けられる一般的な空調設備や灌水設備に用いられる原動機は、「原動機を使用する工場」の原動機には含まれないとの考え方が示されたところである。一方、特定行政庁が市街地における環境を害するおそれがない等と認めて用途規制の許可をする場合の判断基準が明確でないため、事業者にとって予見可能性が十分に確保されているとは言い難い状況にある。

さらに、人工光型の植物工場は、安定的な食料供給を担う農業生産施設であると同時に、環境制御、人工光、センシング、ＡＩ等を活用する先端的なフードテック産業の基盤でもあり、その整備には多額の設備投資を要することから、現行の制度上で事業者の自助努力に任せていては産業としての広がりが限定的になるおそれがある。

＜具体的要求内容＞

（１）植物工場について、農業生産の実態を踏まえた名称及び定義を整理し、関係法令、計画及び各種施策において明確に位置付けること。特に、人工光型植物工場については、製造業としての「工場」ではなく、都市内で農産物を生産する新たな農業生産施設であることを踏まえ、「屋内農場」等、実態を反映した名称及び概念へと見直すこと。

（２）屋内農場の施設整備に当たって、全国で統一的かつ予見可能な制度運用が図られるよう、作業場及び附帯設備の考え方等、用途規制の許可において判断が分かれやすい事項について、事業者及び自治体が共通して参照できる判断基準を示すこと。また、建築基準法上の用途分類及び用途地域における用途制限の在り方について検討すること。

（３）食料安全保障及びフードテック産業の国際競争力強化の観点から、屋内農場を戦略的な食料生産基盤として位置付け、その整備に係る投資促進に資する税制上の取扱いについて検討すること。

９　国有農地の有効活用に向けた運用の改善

（提案要求先　農林水産省）
（都所管局　産業労働局）

国有農地及び開拓財産を公的利用する場合には柔軟な新規貸付け又は売払いを可能とすること。

＜現状・課題＞

都内には、国有農地及び開拓財産が約 950 件（約 40 ha）ある。こうした国有農地及び開拓財産については、農耕用や農業生産以外の用途として貸付けが行われているが、その一方で、約 600 件（約 27 ha）が、貸付けがされず、活用されていない状況にある。

このような未活用の国有農地及び開拓財産は、国の方針に従い、旧所有者等への売却や財務省への移管などにより順次処分することとされているものの、越境工作物等の是正の見通しが立たず、処分に長期間を要する場合もあり、過去10 年間での処分面積は約７haとなっている。

こうした中、近年、農的な活動を通じた地域コミュニティーの形成やエネルギーの安定供給等のニーズから農地の活用が注目されている。また、都内の新規就農者が多い西多摩地域には開拓財産が多く存在しており、新規就農者や規模拡大に意欲的な担い手へ長期的に貸し付ける優良な農地として活用できる余地がある。

しかし、現行の運用では、処分促進につながる場合を除き、国有農地及び開拓財産の新規貸付けは行わないこととされているため、こうした社会的課題の解決のためには、地域のニーズに応えられるよう、柔軟な貸付けを可能とする必要がある。

また、開拓財産について、自治体への貸付けを行うに当たっては、買収前の所有者又はその一般承継人全ての同意が必要とされており、自治体による活用が進みにくい状況にある。さらに、自治体が国から開拓財産を購入し、それを担い手への貸付けや地域の農地保全等に活用する際、自治体が購入する段階において、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第３条の許可要件が課題となる。こうした購入や貸付けの前提となる制度上の要件が、自治体による公的活用を進める上での支障となっており、要件の緩和が必要である。

このため、以下の要望を行う。

＜具体的要求内容＞

（１）国有農地の有効活用に向け、貸付けが行われていない国有農地について、処分に支障を及ぼさない範囲において、自治体が農的活用のほか、非農的な利用をする場合においても、環境対策など公的な必要性がある場合には購入を前提としない新規の貸付けを可能とすること。

（２）開拓財産の有効活用を図るため、売却されていない開拓財産について、処分に支障を及ぼさない範囲において、下記の要件を緩和すること。

① 自治体が公的に使用する場合には、購入を前提としない新規貸付けを可能とすること。
② 自治体に貸し付ける場合には、旧所有者又はその一般承継人の同意を不要とすること。
③ 国が開拓財産を農耕目的で売り払う場合において、自治体が売払いの相手方となるときは、農地法第３条の許可要件を不要とすること。

１０　一般法人の農業参入促進に向けた制度改善

（提案要求先　農林水産省）
（都所管局　産業労働局）

農地の保全や遊休農地の解消に有効な法人の農業参入を促進するため、一般法人が農地を貸借して農業に参入する際の「常時従事要件」を廃止すること。

＜現状・課題＞

農業法人は、個人経営に比べて１経営体当たりの経営農地面積が大きく、農地の集積及び保全を進める上で重要な担い手であるとともに、法人による雇用の拡大は、農業従事者の確保にもつながる。このため都は、規模拡大や新規参入を目指す法人を支援する取組を開始している。

平成 21 年の農地法（昭和 27 年法律第 229 号）改正により、農地所有適格法人以外の一般法人も、一定の要件を満たすことで農地を貸借して農業に参入できるようになった。

都内では、福祉、製造等の異業種企業から農業参入に関する相談が寄せられているが、本業との兼業や技術実証から段階的に参入しようとする企業にとって、参入当初から農業部門に常時従事する業務執行役員等を配置することは負担が大きい。このため、事業計画や農地管理の体制が適切であっても農地の貸借に至らず、参入を断念する要因となっている。

こうした状況を踏まえ、農地の保全や遊休農地の解消を進める観点から、当該要件を見直し、異業種企業等の農業参入を促進する必要がある。

＜具体的要求内容＞

農地法第３条第３項第３号に規定する、一般法人が農地を貸借する場合の業務執行役員等の常時従事要件について、法人の事業形態や営農実態に応じた参入が可能となるよう、廃止すること。

１１　高病原性鳥インフルエンザ対策の強化

（提案要求先　農林水産省）
（都所管局　産業労働局）

（１）高病原性鳥インフルエンザの発生要因を解明すること。
（２）農場バイオセキュリティの徹底に向けた支援を強化すること。
（３）安全性・有効性の高い鳥インフルエンザワクチンの検証等を進めること。

＜現状・課題＞

平成 16 年に国内で 79 年ぶりに発生した高病原性鳥インフルエンザは、これまで断続的に発生がみられたものの、令和２年以降、毎年発生し、令和４年シーズンにおいては、過去最大規模の発生となった。

国は家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に定める飼養衛生管理基準の改正を幾度も行い、都道府県は本基準を遵守するよう家きん飼養者に対し指導を行っているが、依然として本病の発生は継続している。

これ以上の発生を防ぐためには、発生事例に係る疫学調査を継続することで、ウイルス侵入経路を特定し、発生要因を解明する必要がある。

また、家きん飼養者の飼料費や空調に要する電気代等の経費が高止まりしている中、農場におけるバイオセキュリティ（家畜への病原体の侵入や病気のまん延を防ぐための取組）の徹底を図ることは、経済的な負担が大きいことから、その支援を強化する必要がある。

こうした中、国は、令和７年から鳥インフルエンザワクチンの予防的接種の是非について、検討を開始したが、有効性等の検証が不十分なワクチンの導入は、本病の発生を見逃すおそれがあり、かえって家きん飼養関係者の混乱が予想される。そのため、使用する鳥インフルエンザワクチンは、感染防御効果が高く、かつ、野外ウイルス株と識別可能であることが不可欠である。また、ワクチン接種に伴う経済的・労務的負担についても考慮する必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）高病原性鳥インフルエンザの発生要因の解明

発生事例に係る疫学調査を継続し、養鶏施設の構造や野生動物におけるウイルスの保有・消失期間など、実証試験も含めた検証を行い、ウイルス侵入経路を特定し、発生の要因を解明すること。

（２）農場バイオセキュリティの徹底に向けた支援の強化

国は、家きん飼養者が農場バイオセキュリティに取り組む場合、その経費の２分の１を助成しているが、対策の徹底に向け、その補助率を引き上げるとともに、速やかに活用できるよう改善を図ること。

（３）安全性・有効性の高い鳥インフルエンザワクチンの検証等

ワクチン接種の導入に当たっては、従来のワクチンよりも感染防御やウイルス排出阻止の能力が高く、野外ウイルス株と識別可能なワクチンとなるよう、有効性等を十分検証するとともに、ワクチン接種にともなう経済的・労務的負担の軽減についても十分に留意すること。

１２　森林循環促進に向けた施策と花粉発生源対策の充実

（提案要求先　林野庁）
（都所管局　産業労働局・政策企画局）

（１）森林循環に資する国産木材の利用促進施策を拡充すること。
（２）森林循環の促進に必要な基盤整備や、低コスト化推進のための施策を強化すること。
（３）実態に即した森林整備が適切に進むよう、森林経営計画制度の認定要件を見直すこと。
（４）花粉発生源対策の強化に取り組むこと。
（５）森林における地籍調査が進むよう対策を講じること。

＜現状・課題＞

我が国の森林は、戦後植林された人工林が伐採・利用の時期を迎えており、国産木材の利用拡大を通じた森林循環の促進が急務となっている。国産木材の利用拡大については、平成 30 年に発生したブロック塀の倒壊事故を受け、木塀の設置が進むなど、近年、建築物等の木造・木質化が進められており、ウッドショック等を契機に国産木材の需要が高まっている。

こうした木材の利用が進む一方で、伐採更新が停滞する森林が依然として残され、若い森林が極端に少ない偏った齢級構成となり、森林の持つ土砂災害防止機能や二酸化炭素吸収能力の低下を招いている。

また、今や都民の約二人に一人がスギ花粉症に悩んでいるといわれ、都民、国民の健康に関わる重要な課題となっており、花粉発生源対策のスピードを上げていく必要がある。

一方、伐採・植替え（花粉発生源対策）においては、森林の所有者の世代交代や不在村化等により、所有者や境界の不明となった森林が増え、大きな支障になっている。今後、更にこうした森林が増加していくことが懸念される。

都では、地域材である多摩産材の利用拡大に向け、都有施設の整備を行う際に、積極的に多摩産材を活用するほか、区市町村の公共施設や集客力のある商業ビル、住宅等における木材利用の促進を図っているところである。加えて、国産木材の利用が進むよう、都の提案により全国知事会に設置した 47 都道府県が参加する国産木材活用プロジェクトチームにおいて、地域の活性化や国土強靭化などにつながる国産木材の更なる需要拡大に向けた政策提言を取りまとめ、国に対して協力を要請するとともに、都道府県が創意工夫を凝らした取組を展開している。

また、森林循環の促進に向けて、林道等の基盤整備を進めるとともに、最先端

の林業機械を導入し、伐採・搬出の効率化を図っているほか、急傾斜地での木材搬出技術を持つ高度な技術者を育成するための講習会の実施、原木市場といった流通に係る施設整備等を進めている。

さらに、花粉発生源対策として、スギ・ヒノキ林の伐採・搬出と花粉の少ないスギ等への植替え及び保育の実施に加え、令和７年度から専門家を活用した森林の所有者や境界の明確化の支援を都自ら働きかける取組を始めている。

国は、森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで 2050 カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済の実現を目指すこととしており、森林循環の促進及び国産木材利用をより一層進めることが必要である。

また、花粉発生源対策については、令和５年５月に花粉症に関する関係閣僚会議において、「花粉症対策の全体像」が取りまとめられ、令和６年の飛散期から今後 10 年を視野に入れた施策も含め、解決するための道筋が示された。花粉は都県境を越えて飛散することから、広域的な対策の強化に取り組むことが必要である。

このため、以下の要求を行う。

＜具体的要求内容＞

（１）森林循環に資する国産木材の利用促進施策の拡充

伐採したスギ等の国産木材を積極的に利用するため、国産木材を使用した塀など、幅広い用途での普及を加速させる財政支援を継続的に行うこと。

また、民間利用での一層の利用促進や中高層建築物の木造化に向け、技術研究開発や設計・施工を担う人材育成などの施策を拡充すること。

（２）森林循環の促進に必要な基盤整備や低コスト化推進のための施策の強化

森林の多面的機能の発揮と森林循環の促進に向け、林道等の基盤整備、森林の所有者や境界の明確化、林業におけるデジタル技術の活用、架線系高性能林業機械の開発・普及、円滑な木材流通に向けた原木市場等の整備への支援を強化すること。

また、急傾斜地等での木材搬出に必要な、林業架線作業主任者の資格を取得するための講習会の講師の要件が極めて限定的であるため、その要件を見直すこと。

（３）実態に即した森林整備の推進に向けた森林経営計画制度の認定要件の見直し

木材価格の低迷等により、管理や伐採更新が進まない森林について、林業経営体の実態に即した整備が適切に進むよう、森林経営計画における伐採上限や間伐要件を緩和するなど制度の見直しを図ること。

（４）花粉発生源対策の強化

花粉の少ないスギ等への植替えが広域的に進むよう、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化やスギ材需要の拡大など総合的な対策を強化すること。

（５）森林における地籍調査が進む対策への取組

相続登記されないことにより所有者が不明瞭な森林での地籍調査の加速に向け、自治体が執行体制の強化を図れるよう財政的措置を行うとともに、森林における地籍調査の意義について広報の充実を図ること。

参　　考

【花粉症患者数】

【全国】

2019 年度の調査で、国民のおよそ 38.8%がスギ花粉症患者と推定

環境省「花粉症環境保健マニュアル 2022」より

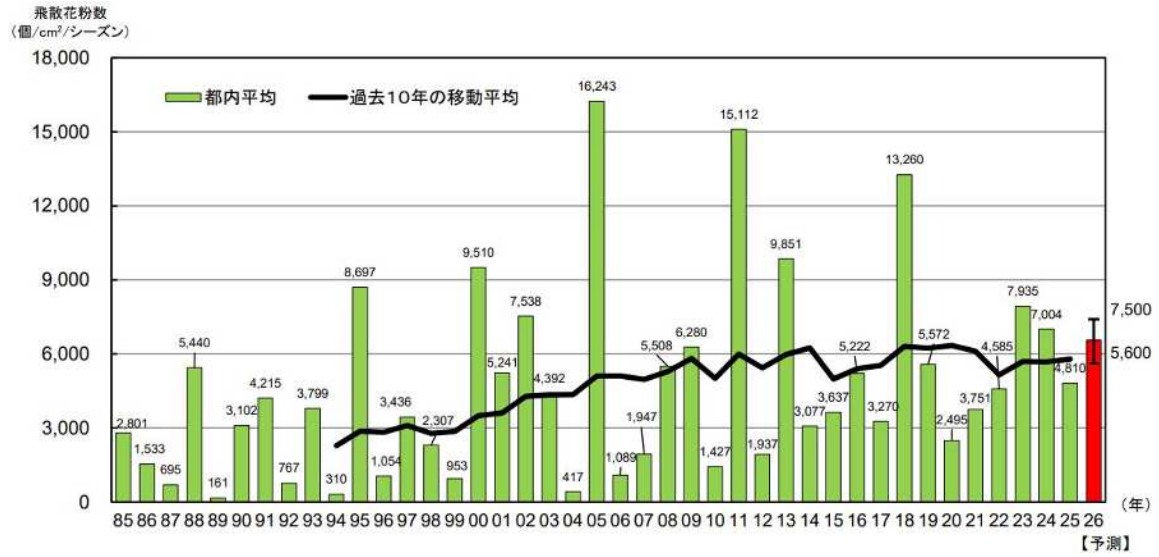
【東京都】

2006 年度
　都民の約 28.2%
2016 年度
　都民の約 48.8%

都福祉保健局「花粉症患者実態調査報告書（平成 28 年度）」より

【花粉飛散数の推移】

令和８年１月 22 日　保健医療局
「令和７年度第２回東京都花粉症対策検討委員会　会議資料」より



１３　林業振興・森林保全対策の推進

１　相続税の納税猶予制度の改善

（提案要求先　林野庁）
（都所管局　産業労働局）

森林経営計画認定森林に係る山林の相続税の納税猶予制度の改善を図ること。

＜現状・課題＞

森林の育成期間は長期に渡ることから、世代毎に課せられる相続税は、後継者の育成に障害となるほか、所有森林の細分化を進めるなど継続的な林業経営を困難にしている。

こうした中、森林を自ら経営する森林所有者に、施業集約化と路網整備等による効率的かつ安定的な林業経営の実現を目指すことを支援するため、平成 24 年度税制改正により山林に係る相続税の納税猶予制度が実施されることとなった。

しかし、本制度の適用を受けるには、被相続人が所有する森林面積が 100 ha以上で、かつ、その森林について、相続開始の前に、経営規模を拡大する目標を記載して森林経営計画の認定を受けていることが要件となっている。

一方、都内の森林所有者の 99%以上は、所有面積が 100 ha未満の中・小規模の所有者である。これらの所有者においては、林業経営の意欲があって森林経営計画を策定している場合でも、現状の経営面積を維持するだけで精一杯であり、10 年間で 30%以上所有森林面積を増やして、経営規模を拡大できる者はほとんどいない。そのため、所有する森林面積と森林経営計画における経営規模拡大要件の両面から、本制度の適用を受けることができず、相続等を契機に林業経営を断念せざるを得ない森林所有者が増加し、森林の荒廃が進むことは明らかである。

このため、以下のことを要求する。

＜具体的要求内容＞

山林に係る相続税の納税猶予制度については、森林経営計画を策定している経営意欲のある中・小規模の森林所有者が本制度の適用を受けられるよう以下のとおり制度の改善を図ること。

（１）　被相続人の森林所有の面積要件を廃止すること。
（２）　被相続人の森林経営の規模拡大要件を廃止すること。

参　　考

○　山林に係る相続税の納税猶予制度の概要

林業経営相続人が、相続又は遺贈により、計画的に施業を行ってきた山林を被相続人から一括して取得した場合、その林業経営相続人が引き続き計画的に施業を行っていくときは、その林業経営相続人が納付すべき相続税額のうち、山林に係る課税価格の80％に対応する相続税額については、その林業経営相続人の死亡の日までその納税を猶予する。

【要件の概要】

1　100ha以上の森林を所有及び経営していること

2　所有森林において市町村森林整備計画で定める路網整備を実施すること

3　相続開始の前に、森林経営計画に「当初認定後10年間で、山林経営の受託や山林の取得などにより経営規模（作業路網の整備を行う部分の面積）を30％以上（150haを上限とする）拡大すること」について記載し、市町村長等の認定を受けてきたこと

【納税の猶予期限の到来】

また、下記の場合は、納税が猶予されている相続税の全部又は一部を利子税とともに納付しなければならない

- 森林経営計画の認定が取り消された場合や、継続して認定を受けることができなかった場合（「山林経営の規模の拡大に関する目標」や「作業路網の整備に関する一定の水準」を達成できなかった場合）
- 山林所得に係る収入金額が０となった場合
- 森林経営計画区域内に存する山林について伐採、造林又は作業路網の整備のいずれも行わない年があった場合

○　都における所有規模別森林所有者数

規模 / 項目	1ha 未満	1～5 ha	5～10 ha	10～20 ha	20～50 ha	50～100 ha	100ha 以上	計
所有者数（人）	12,136	4,359	792	440	255	79	64	18,125
	67.0%	24.0%	4.4%	2.4%	1.4%	0.4%	0.4%	100.0%
面積（ha）	3,643	9,552	5,521	6,031	7,836	5,371	32,873	70,827
	5.1%	13.5%	7.8%	8.5%	11.1%	7.6%	46.4%	100.0%

令和８年４月１日現在

２　固定資産税の非課税措置

（提案要求先　林野庁）
（都所管局　産業労働局）

森林経営計画認定森林に係る固定資産税の非課税措置を図ること。

＜現状・課題＞

森林は、水源かん養、土砂災害の防止、地球温暖化防止など、多面的機能を発揮しており、その適切な整備が求められている。

森林経営計画制度は、森林所有者等による計画的かつ持続的な森林整備を推進する中核的な制度であり、認定を受けた森林は、間伐、主伐、再造林等の施業が適切に実施されることで、多面的機能の維持及び増進に寄与している。

一方、森林経営計画の認定を受けた森林については、間伐などの施業の実施や施業履歴の記録及び報告など継続的な管理責任が求められるほか、計画作成や認定手続き、変更申請等の事務負担も生じる。

また、近年は再造林の実施や森林の集約化に対する社会的要請も高まっており、森林所有者が果たすべき責務は拡大している。

しかしながら、木材価格の低迷や森林整備コストの上昇により森林経営の収益性は依然として低く、森林経営計画の認定によって得られる経済的メリットは限定的である。このため、森林所有者に求められる公益的機能の発揮や適正管理の責任に比べ、経済的なインセンティブが不十分であり、森林経営計画の作成及び継続に対する意欲低下や相続等を契機に林業経営を断念する森林所有者が増加し、森林の荒廃が更に進むことは明らかである。

また、保安林については公益性に着目して固定資産税が非課税とされている一方、森林経営計画認定森林についても、計画的な森林整備を通じて森林の公益的機能の維持及び増進に貢献していることから、その取組を税制面で適切に評価する仕組みの構築が必要である。

このため、以下のことを要求する。

＜具体的要求内容＞

（１）森林経営計画認定森林に対する固定資産税非課税措置

森林経営計画を策定した森林の土地について、保安林と同様に固定資産税を非課税とすること。

（２）地方公共団体への財政措置

森林経営計画認定森林に対し固定資産税の非課税措置を講じる場合には、地方税収の減収分について必要な財政措置を講じること。

１４　森林整備の加速化に向けた森林経営管理制度の改善

（提案要求先　林野庁）
（都所管局　産業労働局）

都道府県による経営管理権の取得等の制度を整備するとともに、財政措置を講じること。

＜現状・課題＞

林業採算性の低下や森林所有者の高齢化及び不在村化、相続の増加等により、適切な林業経営や森林整備が行われていない森林が依然として広範に存在している。

また、こうした森林の中には、水源かん養や土砂災害防止、生物多様性保全など、広域的な公益的機能の発揮が求められる森林も多く含まれている。

このような状況を受けて、国は、森林経営管理制度を創設した。当該制度は、市町村が森林所有者から経営管理権の設定を受け、林業経営に適した森林については林業経営者への再委託を行い、それ以外の森林については、市町村が自ら管理を行う仕組みとなっている。

しかし、制度の実施主体である市町村では、林業技術職員の不足や執行体制の制約により、適切な経営管理が行われていない森林への対応が十分に進まない事例が見られる。特に、広大な森林を有する地域や複数市町村にまたがる森林では、市町村単独での対応には限界がある。

都道府県は、地域森林計画の策定や森林整備及び治山事業の実施等を通じ、広域的な森林行政を担うとともに、技術的知見や執行体制を有しているが、現行制度では森林経営管理制度に主体的に参画する仕組みが整備されていない。

このため、以下の要求を行う。

＜具体的要求内容＞

（１）都道府県による経営管理権の取得等の制度整備

森林所有者による適切な経営管理が行われておらず、市町村による対応も困難な場合には、都道府県が経営管理権の取得や森林整備の実施主体となることができるよう、必要な制度改正を行うこと。

（２）都道府県の参画を支える財政措置の充実

都道府県が森林経営管理制度に参画する場合に必要となる財政措置を講じること。